

1. 淡海子ども・若者プラン ～子育て三方よし 生まれる前から自立まで～ (概要)

淡海子ども・若者プランの策定

(1) 計画策定の背景と趣旨

この計画は、少子化や家庭環境の変化など子ども・若者を取り巻く現状を踏まえ、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

(2) 計画の位置づけ

- 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定される「都道府県行動計画」
- 母子及び寡婦福祉法第12条に規定される「母子家庭及び寡婦自立促進計画」
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定される「都道府県子ども・若者計画」
- 「滋賀県基本構想」をはじめとして、本県の関係計画、指針等と整合した計画

(3) 計画の期間

平成22年度(2010年度)から平成26年度(2014年度)までの5年間

基本理念

子どもや若者ととともに紡ぎ出す地域力を活かして、「育ち・育てる環境づくり」を進め、喜びや幸せを分かち合いながら、次代を担う子ども・若者が輝く“しが”の実現をめざします。

【子どもや若者ととともに紡ぎ出す地域力を活かす】



【「育ち・育てる環境づくり」】

- 子ども・若者が、人権を尊重され、自己肯定感を育みながら、夢を持って健やかに育つことができる環境づくり
- 保護者が、子どもを安心して育てることができ、子育てを通じて保護者自身も成長することができる環境づくり
- 地域が、子ども・若者ととともに成長し、地域に明るさと活力が生まれる環境づくり

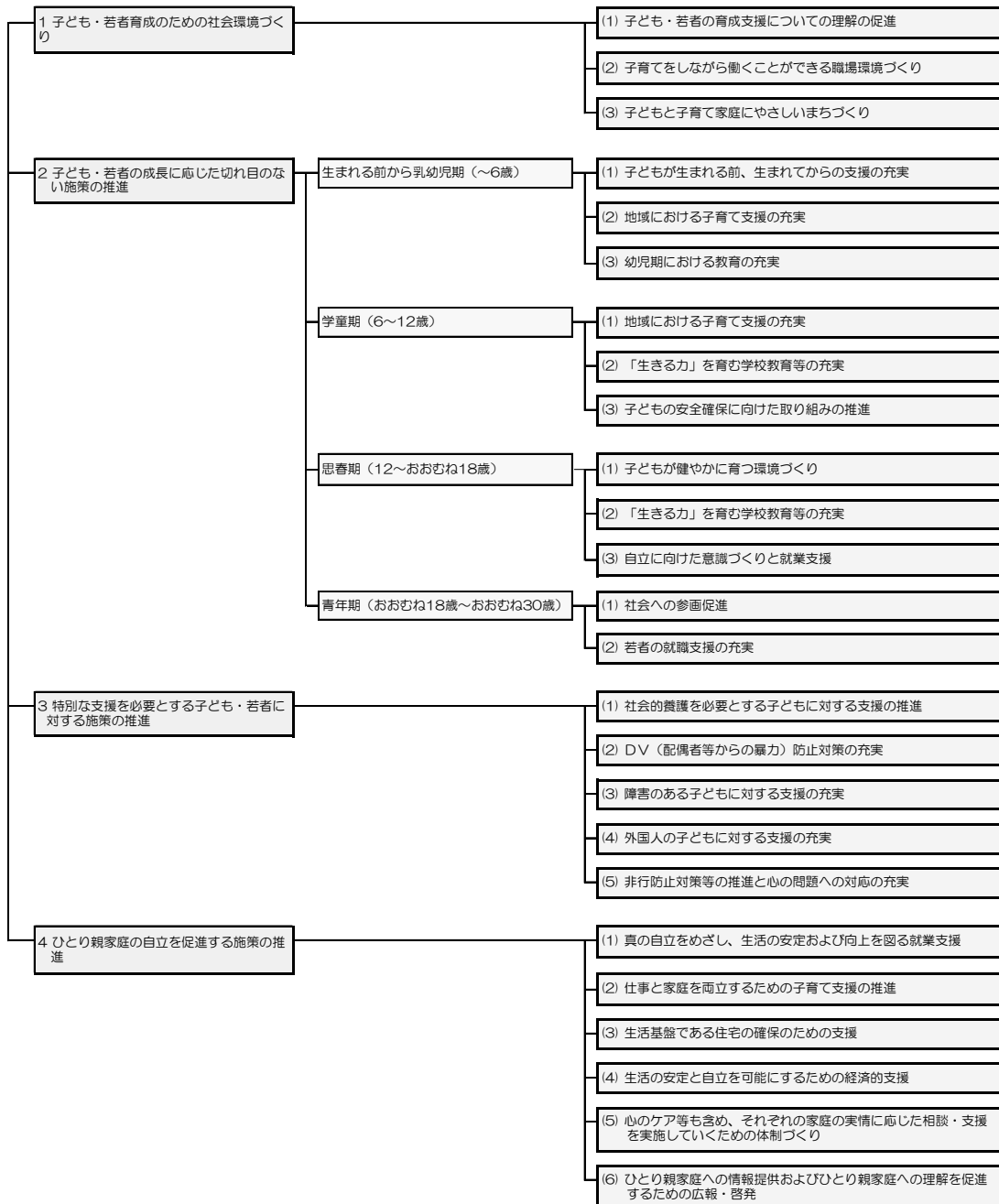
【次代を担う子ども・若者が輝く“しが”】

- 子によし ○**子ども・若者が**、自らが持つ力を十分に発揮しながら、未来を拓く力を育み、たくましく生きることができる。
- 親によし ○**保護者が**、仕事と家庭・地域生活の両立など、多様な生き方が受け入れられ、幸せを感じながら、責任を持って子どもを育てることができる。
- 世間によし ○子ども・若者の育成を通じて、全ての世代が生き生きと輝く、個性的で活力のある**地域**が生まれる。

施策の基本的視点

- (1) 子ども・若者にとっての幸せを第一に考える。
- (2) 将来の親を育てる。
- (3) 子育て家庭の視点に立った施策を推進する。
- (4) 子どもが生まれる前から自立するまで、切れ目のない施策を推進する。
- (5) 子ども・若者育成支援施策の量の拡充と質の向上を図る。
- (6) 特別に支援が必要な子ども・若者と子育て家庭に対するきめ細かい支援を行う。
- (7) 社会全体で子育て・子育てを支える。
- (8) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進する。
- (9) 地域の実情を踏まえ、「滋賀らしさ」を活かした取り組みを進める。

淡海子ども・若者プランの施策体系



4つの施策の柱と主な取り組み

今後5年間において、次の4つを柱として、必要な施策を推進していきます。

1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

基本目標

- 社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取り組みを進めます。
- 安定した親子関係の中で、子どもが健やかに成長していくため、保護者が、仕事との両立に苦慮することなく子育てをすることができる環境の整備に向けた取り組みを推進します。特に男性の育児休業取得率がきわめて低い水準にあることや就業時間が長いことなどに鑑み、男性が積極的に子育てに関わることができる職場環境の整備や意識づくりを進めます。
- 子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、子育てにやさしい環境を整備します。

【取り組み例】

- ・「子育て三方よし」のメッセージの発信など、社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義等についての意識啓発
- ・よりよい家庭環境づくりや子どもの人権を尊重していくための意識づくり
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた意識啓発や職場環境の整備
- ・公共施設や交通機関などにおけるユニバーサルデザイン化や犯罪のないまちづくりの推進

子育て三方よし

「三方よし」は、「売り手よし」、「買い手よし」、「世間よし」という近江商人の活動の理念を表す代表的な言葉で、商売は当事者の売り手と買い手だけでなく、社会全体の幸福につながるものでなければならないという考え方です。滋賀県ではこれにならって、子育て支援施策を進める上でのキーワードとして、「子育て三方よし」を発信しています。

暮らしの身近なところにある豊かな自然や魅力ある歴史、文化などの滋賀の風土を活かして、子どもが自ら育つ力を育むための「子によし」、子どもを産み育てる人を支援するための「親によし」、暮らしやすい社会を実現する「世間によし」となることを目指しています。



2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

基本目標

子どもが病気や事故、虐待などにより命を落とすことなく、安全・安心に育つ環境を整えます。また、子ども・若者の成長段階ごとの特性や課題を踏まえ、一人ひとりが自ら育つ力を育み、自分の可能性を伸ばすため、行政のみならず、県民、施設、企業など様々な主体が連携して子ども・若者や子育て家庭に関わりながら、切れ目のない施策を実施します。特に、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く社会環境を踏まえ、以下に重点を置いて施策を進めます。

- ①子どもが生まれる前からの親育て、親支援を通じたよりよい家庭環境づくり
- ②生涯にわたる生活や学び、自立の基礎となる遊び、体験の機会の確保
- ③保育所や放課後児童クラブなど仕事と家庭の両立を支える施策の量の拡充と質の向上
- ④自己肯定感を高めながら学力を身につけ、心の豊かさを育む学校教育等の充実

【取り組み例】

■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

- ・妊婦健診等の相談体制や周産期医療体制の充実などによる安全・安心な妊娠、出産の確保
- ・小児救急医療体制の充実
- ・地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等の促進、子育て支援人材の育成など、すべて家庭に対する子育て支援の充実
- ・「子育て三方よしコミュニティ」づくりの推進・保育の量の拡充と質の向上、延長保育、病児・病後児保育、家庭的保育などの多様な保育ニーズに対応する施策の推進
- ・家庭、保育所、幼稚園、地域などの教育力の向上
- ・認定こども園の設置促進

■学童期（6～12歳）

- ・放課後児童クラブの量の拡充と質の向上
- ・子どもたちの遊ぶ機会や場の確保、自然や地域資源を活かした多様な学びの場の充実
- ・「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育む教育の推進
- ・スクールガード、子ども安全リーダーの養成や活動支援
- ・子ども自身の危機回避能力の育成

■思春期（12～おおむね18歳）

- ・思春期保健対策の充実
- ・インターネットや携帯電話の使用に関するモラルの育成
- ・「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育む教育の推進
- ・勤労観・職業観を養い、社会での自立を目指す支援の充実

■青年期（おおむね18歳～おおむね30歳）

- ・自立や社会性を獲得する機会の提供や自立支援のためのネットワークづくり
- ・職業能力開発の支援
- ・就職の支援や就業機会の拡大

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

基本目標

健やかに成長し、自立していく上で、困難を伴ったり、不利な立場に置かれているなどの理由により、特別な支援が必要な子ども・若者が、その命と人権を守られ、適切かつ十分な支援が受けられるよう、市町、関係機関および県民と連携した取り組みを進めます。特に、以下に重点を置いて施策を進めます。

- ①児童虐待防止総合対策の推進
- ②発達障害のある子どもおよびその家族に対する支援
- ③非行などの課題がある青少年の立ち直り支援

【取り組み例】

- ・児童虐待防止総合対策の推進
- ・DV防止とDV被害者の自立支援の推進
- ・障害の早期発見、早期治療の推進と障害のある子どもの成長・発達およびその家庭への支援
- ・発達障害のある子どもに対する支援
- ・外国人の子どもに対する学習や健全育成の支援、外国人に対する子育て支援活動の促進
- ・青少年の健全な育成を図るための環境整備
- ・非行防止、立ち直り支援の推進、子どもに対する相談体制の充実

4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

基本目標

ひとり親家庭の状況や取り巻く環境は様々ですが、その置かれている環境の如何にかかわらず、子どもは心身ともに健やかに育ち、育てられなければなりません。「親の自信と幸福」があって「子の幸福」があるとの基本認識を共有し、ひとり親家庭に対し必要とされる時に必要な支援を行います。

また、ひとり親家庭は社会を構成する一つの家族形態であるとの認識のもと、ひとり親家庭に対する社会全体の理解が深まり、ひとり親家庭が安心して生活や子育て、社会参加等ができる環境整備を進めます。特に、以下に重点を置いて施策を進めます。

- ①養育費についての広報・啓発・相談の充実
- ②仕事と家庭を両立するための子育て支援の推進
- ③ひとり親家庭への情報提供、ひとり親家庭に対する理解促進のための広報・啓発の推進

【取り組み例】

- ・ニーズに応じた就職情報、職業あっせんおよび能力開発の支援の推進
- ・ひとり親家庭についての理解の促進や、企業・団体等における雇用機会の創出のための広報・啓発の推進
- ・仕事と家庭を両立するための子育て支援
- ・生活基盤である住宅の確保のための支援
- ・児童扶養手当、母子寡婦福祉資金の貸付などの経済的支援の推進や養育費についての広報・啓発・相談の実施
- ・母子自立支援員、ひとり親家庭福祉推進員などによる相談体制の充実
- ・ひとり親家庭への情報提供およびひとり親家庭に対する理解を促進するための広報・啓発

計画推進のために必要な事項

計画を実効性のあるものにするためには、行政はもとより、家庭、学校、企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互いに連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいくことが必要です。

1 それぞれの役割

県

総合的かつ計画的な施策を推進するとともに、子育て支援等に関わる人材の育成を実施します。

また、家庭、学校、企業などに対する必要な支援や情報提供とともに、市町に対しては、技術的・専門的な助言や支援などを行います。

市町

保育、地域の子育て支援、母子保健、児童虐待防止、学校教育などの分野において、主体的な役割を担っています。

次世代育成支援行動計画に基づく、住民ニーズに対応したきめ細かな施策の推進が求められます。

家庭

基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、思いやりの心、倫理観など、子どもたちが生きていくうえで必要な能力や規範を身につけさせる場です。

子どもの基本的な生活習慣や人間形成などを育むとともに、男女がともに家事や育児を担うなど、家族のきずなを大切にしていくことが求められます。

保育所、幼稚園、学校

子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、集団生活を通して、集団の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場です。

家庭や地域と連携しながら、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが求められます。

企業

子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められます。

また、企業の専門性を活かして、地域や学校等で行われる子育て支援活動や教育活動に積極的に参画することが期待されます。

県民

一人ひとりが子育てや、子ども・若者の育ちや自立に関心を持ち、地域において、子育て家庭や子ども・若者の育ちに積極的に関わり、多様な活動の場の提供や安全対策など、みんなで子ども・若者の育ちを支え、応援していくことが期待されます。

2 関係者の協力・連携

滋賀県子ども・青少年施策推進本部を中心とした関係部局の相互連携により、子ども・若者施策を総合的に進めるとともに、国、市町、企業や民間団体等との連携・協力を図りながら、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりを進めます。

3 点検評価・進行管理・計画の見直し

PDCAサイクル（計画—実施—評価—改善）の考えに基づき、毎年度、施策の点検評価と進行管理を行い、必要に応じて計画を見直します。